

漏水の場合における水道料金の減免に関する要綱

(平成20年9月30日20川水総営第431号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市水道条例施行規程（平成22年水道局規程第1号。以下「規程」という。）第57条第1項の表第2号の規定の適用等について必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象となる漏水)

第2条 規程第57条第1項の表第2号に規定する漏水は、メーターの下流で発生している漏水であって、給水装置、受水槽又は受水槽以下の給水管若しくはこれに直結する給水用具の損傷又は故障に起因し、かつ、使用者等の故意又は重過失に基づかないものをいう。

(減免する場合)

第3条 規程第57条第1項の表第2号に定める管理者が別に定めるときとは、次の各号のいずれかに該当するときをいうものとする。

- (1) 使用者等が漏水の事実を容易に確認できないと認められるとき。
- (2) 使用者等が漏水の修理を怠っていなかったと認められるとき。
- (3) 使用者等が漏水の修理を完了しているとき。

(減免額の算定方法)

第4条 規程第57条第1項の表第2号に定める管理者が別に定める額とは、次の表に定める減免対象月における使用水量と前回の使用水量との差し引き水量に応じた金額をいうものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める水量を減免対象月における使用水量から差し引くものとする。

- (1) 季節的な使用実態等を勘案し、前回の使用水量によることが妥当でないと認める場合、前年同期における使用水量

(2) 家族構成、営業実績等の状況を勘案し、前回の使用水量及び前年同期における使用水量によることが妥当でないと認める場合 漏水していない状態で7日以上の期間計量し、当該計量水量の1日当たりの水量に使用日数を乗じて得た水量（1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

管理者が漏水の事実を確認した時点において修理が完了していない場合（隔月制）	
漏水発生日等の時期	減免対象月
漏水発生日、漏水確認日及び漏水修理日が同一の検針月に属する場合	漏水発生日、漏水確認日及び漏水修理日の全てが属する同一の検針月
漏水発生日が、漏水確認日及び漏水修理日が属する同一検針月の前回以前の検針月に属する場合	漏水確認日及び漏水修理日が属する同一の検針月及びその前回の検針月
漏水修理日が、漏水発生日及び漏水確認日が属する同一検針月の次回以降の検針月に属する場合	漏水発生日及び漏水確認日が属する同一検針月及びその次回の検針月
漏水発生日が、漏水確認日が属する検針月の前回以前の検針月に属する場合で、かつ漏水修理日が、漏水確認日が属する検針月の次回以降の検針月に属する場合	漏水確認日が属する検針月及びその次回の検針月

管理者が漏水の事実を確認した時点において修理が完了している場合（隔月制）	
漏水発生日等の時期	減免対象月
漏水発生日、漏水修理日及び漏水確認日が同一の検針月に属する場合	漏水発生日、漏水修理日及び漏水確認日の全てが属する同一の検針月
漏水確認日が、漏水発生日及び漏水修理日が属する同一検針月の次回以降の検針月に属する場合	漏水発生日及び漏水修理日が属する同一の検針月
漏水発生日が、漏水修理日が属する検針月の前回以前の検針月に属する場合で、かつ漏水確認日が、漏水修理日が属する検針月の次回以降の検針月に属する場合	漏水修理日が属する検針月及びその前回の検針月
漏水発生日が、漏水修理日及び漏水確認日が属する同一検針月の前回以前の検針月に属する場合	漏水修理日及び漏水確認日が属する同一の検針月及びその前回の検針月

管理者が漏水の事実を確認した時点において修理が完了していない場合（毎月制）	
漏水発生日等の時期	減免対象月
漏水発生日、漏水確認日及び漏水修理日が同一の検針月に属する場合	漏水発生日、漏水確認日及び漏水修理日の全てが属する同一の検針月
漏水発生日が、漏水確認日及び漏水修理日が属する同一検針月の前回の検針月に属する場合	漏水確認日及び漏水修理日が属する同一の検針月及びその前回の検針月
漏水発生日が、漏水確認日及び漏水修理日が属する同一検針月の前々回の検針月に属する場合	漏水発生日が属する検針月から漏水確認日及び漏水修理日が属する同一の検針月までの連続した検針月
漏水発生日が、漏水確認日及び漏水修理日が属する同一検針月の3回目以前の検針月に属する場合	漏水確認日及び漏水修理日が属する同一検針月から3回前までの連続した検針月
漏水修理日が、漏水発生日及び漏水確認日が属する同一検針月の次回の検針月に属する場合	漏水発生日及び漏水確認日が属する同一検針月及びその次回の検針月
漏水修理日が、漏水発生日及び漏水確認日が属する同一検針月の次々回の検針月に属する場合	漏水発生日及び漏水確認日が属する同一検針月から漏水修理日が属する検針月までの連続した検針月
漏水修理日が、漏水発生日及び漏水確認日が属する同一検針月の3回目以降の検針月に属する場合	漏水発生日及び漏水確認日が属する同一検針月から3回後までの連続した検針月
漏水発生日が、漏水確認日が属する検針月の前回の検針月に属する場合で、かつ漏水修理日が、漏水確認日が属する検針月の次回の検針月に属する場合	漏水発生日、漏水確認日及び漏水修理日がそれぞれ属する各検針月
漏水修理日が、漏水確認日が属する検針月の次回の検針月に属する場合で、かつ漏水発生日が漏水確認日が属する検針月の前々回以前の検針月に属する場合	漏水確認日が属する検針月の前々回の検針月から漏水確認日が属する検針月の次回の検針月までの連続した検針月
漏水発生日が、漏水確認日が属する検針月の前回以前の検針月に属する場合で、かつ漏水修理日が、漏水確認日が属する検針月の次々回の検針月に属する場合	漏水確認日が属する検針月の前回の検針月から漏水修理日が属する検針月までの連続した検針月
漏水発生日が、漏水確認日が属する検針月の前回以前の検針月に属する場合で、かつ漏水修理日が、漏水確認日が属する検針月の3回目以降の検針月に属する場合	漏水確認日が属する検針月から3回後までの連続した検針月

管理者が漏水の事実を確認した時点において修理が完了している場合（毎月制）	
漏水発生日等の時期	減免対象月
漏水発生日、漏水修理日及び漏水確認日が同一検針月に属する場合	漏水発生日、漏水修理日及び漏水確認日の全てが属する同一の検針月
漏水発生日が、漏水修理日及び漏水確認日が属する同一検針月の前回の検針月に属する場合	漏水発生日が属する検針月及び次回の検針月
漏水発生日が、漏水修理日及び漏水確認日が属する同一検針月の前々回の検針月に属する場合	漏水発生日が属する検針月から漏水修理日及び漏水確認日が属する同一の検針月までの連続した検針月
漏水発生日が、漏水修理日及び漏水確認日が属する同一検針月の3回前の検針月に属する場合	漏水発生日が属する検針月から漏水修理日及び漏水確認日が属する同一の検針月までの連続した検針月
漏水発生日が、漏水修理日及び漏水確認日が属する同一検針月の4回目以前の検針月に属する場合	漏水修理日及び漏水確認日が属する同一検針月から3回前までの連続した検針月
漏水確認日が、漏水発生日及び漏水修理日が属する同一検針月の次回以降の検針月に属する場合	漏水発生日及び漏水修理日が属する同一の検針月
漏水発生日が、漏水修理日が属する検針月の前回の検針月に属する場合で、かつ漏水確認日が漏水修理日が属する検針月の次回以降の検針月に属する場合	漏水修理日が属する検針月及びその前回の検針月
漏水発生日が、漏水修理日が属する検針月の前々回の検針月に属する場合で、かつ漏水確認日が漏水修理日が属する検針月の次回以降の検針月に属する場合	漏水発生日が属する検針月から漏水修理日が属する検針月までの連続した検針月
漏水発生日が、漏水修理日が属する検針月の3回前の検針月に属する場合で、かつ漏水確認日が漏水修理日が属する検針月の次回以降の検針月に属する場合	漏水発生日が属する検針月から漏水修理日が属する検針月までの連続した検針月
漏水発生日が、漏水修理日が属する検針月の4回目以前の検針月に属する場合で、かつ漏水確認日が漏水修理日が属する検針月の次回以降の検針月に属する場合	漏水修理日が属する検針月から3回前までの連続した検針月

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。